

## 年金

生活の  
変化にあわせて  
国民年金の届出を…

人生の節目となる成人や就職、結婚、転職、退職などでは、国民年金の加入の仕方が変わります。こんな時には、該当する窓口で、忘れずに手続をお願いします。

### 20歳になった時

自営業や学生の方などは、必ず国民年金の加入届出を。  
※厚生年金や共済組合の加入者は除きます。

↓町民課年金係

### 会社などに勤めはじめた時

国民年金の加入者は、喪失の届出を。  
↓町民課年金係  
扶養する配偶者がいる方は、第3号被保険者の届出を。

↓配偶者の勤務先

### 会社などを辞められた時

国民年金の加入届出を。  
また、扶養している配偶者がいる方は、配偶者も併せて加入届出を。  
↓町民課年金係

### 配偶者が会社を変わった時

扶養している配偶者がいる方は、改めて第3号被保険者の届出を。

↓配偶者の勤務先

### 配偶者の扶養になった時

結婚や退職などで、厚生年金や共済組合に加入している配偶者の扶養になった方は、第3号被保険者の届出を。

↓配偶者の勤務先

### 配偶者扶養からはずれた時

第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出を。  
↓町民課年金係  
※第3号被保険者の死亡の場合は、配偶者の勤務先です。

↓町民課年金係

### 海外に住むようになった時

海外に住むため住民票をはずすと、国民年金の加入は任意となります。そのため、加入を希望される方は、任意加入の届出が必要です。  
↓町民課年金係

↓町民課年金係

※帰国した際は、再び住民票を置く市町村で、加入や変更の届出が必要です。

### 問い合わせ

役場町民課年金係  
☎985-4106

## 税

国民健康保険税2割  
軽減申請書の提出は  
お済みですか

申請書の提出期限は  
10月31日（金）です。

この2割軽減申請書は国保加入者の所得により、該当世帯にのみ送付しています。

2割軽減の対象は前年の総所得金額が33万円＋〔被保険者数（世帯主を含む）×35万円〕以下の世帯で、5割、7割軽減の対象世帯を除いた世帯です。

軽減されるのは、国保税の均等割額と平等割額についてです。

2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要です。期限を過ぎると軽減を受けることができません。早めに申請してください。

### 問い合わせ

役場税務課町民税係  
☎985-4110

## 福祉

朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった皆さん及びその遺族の皆さんへ

弔慰金・見舞金等が支給されます

対象者（いずれにも該当する方）

- 平和条約国籍離脱者等
- 旧軍人軍属等

支給条件（一時金）  
弔慰金 260万円

- 昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、昭和16年12月8日以後平成13年3月31日までに死亡された対象者の遺族
- 昭和16年12月8日以後平成13年3月31日までに平病死された重度戦傷病者である対象者の遺族

見舞金等 400万円  
○昭和12年7月7日以後の公務傷病等のために、平成13年4月1日において重度の障害の状態にある対象者

### 請求期限

平成16年3月31日まで

### 相談窓口

役場福祉課社会福祉係  
☎985-4112

### 問い合わせ

愛媛県保健福祉部高齢者福祉課援護恩給係  
☎941-2111  
(内線2535・2423)  
総務省大臣官房管理室  
弔慰金等支給業務室  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門1-18-1  
虎ノ門第10森ビル  
☎(03)3539-7830

### 敬老年金について

平成15年度の敬老年金については、振込希望者の方には、9月26日（金）に指定された口座に振り込みました。それ以外の方は役場福祉課の窓口で支給しておりますので、送付した「はがき」と「印かん」をご持参ください。

### 問い合わせ

役場福祉課高齢者福祉係  
☎985-4113